

## 木更津市空家リフォーム助成制度の概要（案）

## 1. 目的

住居又は特定施設として利活用する空家のリフォームに対し助成することにより、空家の利活用の促進を図り、良好な生活環境の保全、移住定住の促進と地域コミュニティの維持形成を図ることを目的とする。

## 2. 助成対象者

市税を滞納していない者で、次に掲げる要件に該当する者

- (1) 空家を住居として活用する場合（定期滞在者は除く。）
  - ①空家を空家バンクに登録し、売却又は賃貸を希望する所有者
  - ②空家バンクの登録空家を購入又は賃借し、自ら居住しようとする利用者
- (2) 空家を地域コミュニティの維持形成に資する地域拠点又は高齢者支援、子育て支援（高齢者サロンやこども食堂など）若しくは自立支援（シェアハウスなど）の用に供する施設（以下「特定施設」という。）として活用する場合
  - ①空家を空家バンクに登録し、売却又は賃貸を希望する所有者
  - ②空家バンクの登録空家を購入又は賃借し、特定施設として活用しようとする利用者

## 3. 助成対象の空家

○空家バンクに登録された空家

○原則として、耐震性を有するもの。なお、昭和56年5月以前に建築されたもので耐震性を有しないものは、耐震性の確保に努める。

## 4. 助成対象の工事

- (1) 工事請負契約により行う工事（市内に本店、支店又は営業所を有する工事業者に限る。）又は利用者自身が行う工事
- (2) 修繕、改修、増改築及び耐震改修工事（耐震診断に要する費用を含む。）ただし、工事を伴わない設備機器及び備品の購入費は除く。
- (3) 売買契約又は賃貸借契約を締結した日から、2年を経過する日までに行われ、補助金交付の年度内に完了する工事

## 5. 助成額

- (1) 住居として活用する場合は、対象経費の1/2かつ上限50万円
- (2) 特定施設として活用する場合は、対象経費の2/3かつ上限150万円

※ なお、定住促進や子育て世帯への支援を図るため、住居として利用する場合で市外からの転入や中学校修了前の児童を含む世帯等に対して加算額を設け、助成額の上限を上げます。

## 6. 交付条件

- (1) 申請は、工事着工前に行うこと
- (2) 交付回数は、当該空家又は申請者について 1 回限り

### 【参考】

#### 補助額等に係る他市の例

自治体名	野田市	佐倉市	我孫子市	八街市
対象者	所有者（賃貸） 購入者	中古住宅購入者	市外転入者	所有者 購入者・賃借人
対象物件	空家バンク登録住宅	中古住宅	転入者が購入した中 古住宅	空家バンク登録住宅
対象工事	改修	増改築・改装・修繕	増改築・修繕	内外装の修理修繕
補助額	1/2(25万円)	1/2(50万円)	5~20% (10~40万円)	1/10(10万円)
施工業者			登録業者	市内業者
居住等条件		自治会加入		
備考	除却補助制度有 寄付受入れ制度有		空家バンク制度無し	

自治体名	南房総市	睦沢町	長柄町	大多喜町
対象者	所有者・賃借人	所有者 賃借人・転入購入者	転入購入者	所有者（貸主） 購入者
対象物件	空家バンク登録住宅 で賃貸に限る	空家バンク登録住宅	空家バンク登録住宅	空家バンク登録住宅
対象工事	改修	改修	改修	修繕・改築・改造
補助額	2/3(200万円)	1/3(50万円)	2/3(100万円)	1/3(100万円)
施工業者	登録業者	町内業者の場合加算	町内業者	町内業者
居住等条件	10年以上賃貸登録	5年以上賃貸 5年以上居住	5年以上居住	5年以上貸出 3年以上居住
備考				